

聖監第21号の2
令和3年8月30日

聖籠町上下水道事業
聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町代表監査委員 二宮 秀男

聖籠町監査委員 田中 智之

令和2年度聖籠町水道事業会計資金不足比率の審査結果について

1 資金不足比率 「0」パーセント

2 算定の基礎

$$\begin{aligned} \text{資金不足額} &= (\text{流動負債の額} - \text{控除企業債等}) - (\text{流動資産の額}) \\ &= (78,301,292 \text{ 円} - 39,685,317 \text{ 円}) - (701,103,013 \text{ 円}) \\ &= \Delta 662,487,038 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \\ &= 250,643,574 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 250,643,574 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率} &= \frac{\text{資金の不足額 } \Delta 662,487,038 \text{ 円}}{\text{事業の規模 } 250,643,574 \text{ 円}} \times 100 \\ &= \Delta 264.31\% \end{aligned}$$

⇒0% (負の場合は資金不足比率はなし。下記の※で説明のとおり)

※流動資産の額が流動負債の額を上回る場合は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第16条において準用する第3条第1項第1号の規定による資金不足の額は「0」となる。

(⇒0%)

3 意見

令和2年度聖籠町水道事業会計については、資金不足が生じていないことから資金不足比率0%である。よって、良好な資金保有状況と判断される。

以上